

平成 26 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要

1. 歳入歳出総括表

歳 入

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	比 較
1 国民健康保険税	1,470,281	1,473,905	△3,624
2 国庫支出金	1,869,726	1,867,576	2,150
3 療養給付費等交付金	467,619	470,430	△2,811
4 前期高齢者交付金	2,065,643	2,040,232	25,411
5 道 支 出 金	429,413	428,562	851
6 共 同 事 業 交 付 金	1,086,661	1,078,480	8,181
7 繰 入 金	629,807	616,937	12,870
8 諸 収 入	15,850	19,000	△3,150
歳 入 合 計	8,035,000	7,995,122	39,878

歳 出

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	比 較
1 総 務 費	182,342	183,881	△1,539
2 保 険 給 付 費	5,360,638	5,362,578	△1,940
3 後期高齢者支援金	968,637	956,126	12,511
4 前期高齢者納付金	727	663	64
5 老人保健拠出金	88	88	0
6 介 護 納 付 金	410,028	399,040	10,988
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,019,958	1,004,382	15,576
8 保 健 事 業 費	64,887	58,241	6,646
9 公 債 費	3,000	5,000	△2,000
10 諸 支 出 金	14,695	15,123	△428
11 予 備 費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計	8,035,000	7,995,122	39,878

2. 歳入の状況

国民健康保険税 【1,470,281 千円、前年度比△3,624 千円】

国民健康保険税は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に区分され、それぞれの収入見込額を次のように設定しています。

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 25 年度	比 較	
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	937,700	919,587	18,113
		後期高齢者支援金分	238,962	236,191	2,771
		介護納付金分	96,506	96,394	112
	滞納繰越分	医療給付費分	55,846	57,896	△2,050
		後期高齢者支援金分	8,614	7,749	865
		介護納付金分	5,048	4,568	480
小 計		1,342,676	1,322,385	20,291	
退職被保険者分	現年課税分	医療給付費分	81,335	97,933	△16,598
		後期高齢者支援金分	20,897	25,027	△4,130
		介護納付金分	22,116	24,892	△2,776
	滞納繰越分	医療給付費分	2,514	2,890	△376
		後期高齢者支援金分	338	302	36
		介護納付金分	405	476	△71
小 計		127,605	151,520	△23,915	
合 計		1,470,281	1,473,905	△3,624	

国庫支出金 【1,869,726 千円、前年度比 2,150 千円】

◆療養給付費負担金 1,297,539 千円

一般被保険者の療養の給付費、介護納付金の納付費用、後期高齢者支援金の納付費用について、国が定率（32％）で負担するものです。

◆高額医療費共同事業負担金 59,801 千円

高額医療費共同事業は、都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連合会）が実施主体となり、レセプト1件あたり80万円以上の医療費を対象に市町村が一定割合で拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付して、市町村国保財政への影響を緩和する事業です。市町村が支出する拠出金について、国と都道府県が1/4ずつ負担するものです。

◆特定健康診査・保健指導負担金 3,000 千円

40歳から74歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施費用の一部を国と都道府県が負担するものです。

◆**財政調整交付金 509,386 千円**

市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。

普通調整交付金は、市町村間の医療費や所得の格差などを画一的な測定基準によって測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対し、その程度に応じて交付されます。

特別調整交付金は、画一的な方法では捕捉できない事情や災害等によって財政収入が確保できないなど、特別な事情により交付されるものです。

療養給付費等交付金 【467,619 千円、前年度比△2,811 千円】

退職被保険者と扶養者の医療費については、退職被保険者等の保険税のほか、被用者保険からの拠出金によって賄われることになっており、退職被保険者が65歳に達するまでの期間、拠出金として療養給付費等交付金が交付されます。

前期高齢者交付金 【2,065,643 千円、前年度比 25,411 千円】

65歳から74歳の「前期高齢者」については、国保加入者の割合が被用者保険加入者よりも高く、医療費負担の不均衡が生じています。前期高齢者の加入率が全国平均と比較して低い保険者は調整金を拠出し、高い保険者は調整金が交付されることとなります。

道支出金 【429,413 千円、前年度比 851 千円】

◆**高額医療費共同事業負担金 59,801 千円**

高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付して、市町村国保財政への影響を緩和する高額医療費共同事業において、市町村が支出する拠出金の1/4ずつを国と都道府県が負担するものです。

◆**特定健康診査・保健指導負担金 3,000 千円**

40歳から74歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施費用の一部を国と都道府県が負担するものです。

◆**北海道国民健康保険調整交付金 366,612 千円**

医療費の適正化と保険運営の広域化を進めて国保の安定的な運営を図るために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。

普通調整交付金は、市町村間の医療費や所得の格差などを画一的な測定基準によって測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対し、その程度に応じて交付されます。

特別調整交付金は、画一的な方法では捕捉できない事情や災害等によって財政収入が確保できないなど、特別な事情により交付されるものです。

共同事業交付金 【1,086,661 千円、前年度比 8,181 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付されるもので、保険財政共同安定化事業交付金と高額医療費共同事業交付金の2種類があります。

保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件あたり30万円を超えるものについて、

8万円を超え80万円までの医療費のうち59/100が交付されるものです。

高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費のうち59/100が交付されるものです。

繰入金 【229,807千円、前年度比12,870千円】

国と地方の財源調整の一環として講じられた地方財政措置分を一般会計から繰入れしてもらいほか、国保財政の安定化を目的とした繰入れを受けています。

◆保険基盤安定制度分繰入 254,125千円

保険税負担の緩和を図るとともに、国保の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係るもので、保険料軽減分と保険者支援分があります。

保険料軽減分は、低所得者に対する保険料軽減分について都道府県が3/4、市町村1/4の負担割合となっており、市町村負担相当額分の地方財政措置がされています。

保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援する目的で低所得者数に応じ算定するもので、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担割合となっており、市町村負担相当額分の地方財政措置がされています。

◆国保財政安定化支援事業分繰入 61,698千円

国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するためのもので、所得水準が低いことによる保険料の減、病床数の過剰又は60歳代の被保険者の加入割合が高いことによる保険給付費の増に対する支援措置として地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆事務費分繰入 147,541千円

国保の一般的な事務費及び人件費に要する経費が地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆出産育児一時金分繰入 23,520千円

国保の保険給付費のうち、出産育児一時金の支給基準額の2/3相当額が地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆その他 142,923千円

一般会計から繰入すべきものとして国が定めた項目以外で、国保財政の安定化を目的として繰入を行うものです。本市では、ドック検診及びインフルエンザ予防接種経費である保健事業分のほか、一時借入金利子分、赤字補填分について一般会計から繰入れをしてもらっています。

諸収入 【15,850千円、前年度比△3,150千円】

延滞金、返納金など、不確定要素が強いその他の収入です。

3. 歳出の状況

総務費 【182,342千円、前年度比△1,539千円】

- ◆事務費等 31,696千円
- ◆職員人件費 115,557千円
- ◆北海道国保連合会負担金 2,715千円
- ◆運営協議会費 315千円
- ◆収納率向上特別対策事業費 11,360千円
- ◆医療費適正化特別対策費 20,699千円

医療費通知の送付、診療報酬明細書及び柔道整復師療養費支給申請書の内容点検、ジェネリック医薬品の利用促進等により、医療費の適正化を図ります。

ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック希望シールの配付（継続）	保険証や「お薬手帳」に貼り付けできるシール形式のものを、保険証更新時、新規加入時等に配付します。
ジェネリック利用差額通知の送付（継続）	ジェネリックに切り替えた場合の差額（安くなる可能性のある金額）を通知するとともに、上記希望シールを同封し利用促進を図ります。

保険給付費 【5,360,638千円、前年度比△1,940千円】

（単位：千円）

		平成26年度	平成25年度	比較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,260,678	4,260,678	0
	退職被保険者療養給付費	381,021	381,021	0
	一般被保険者療養費	31,098	31,914	△816
	退職被保険者療養費	3,275	3,466	△191
	審査支払手数料	11,236	11,130	106
高額療養費	一般被保険者高額療養費	576,145	582,663	△6,518
	退職被保険者高額療養費	59,345	53,446	5,899
	一般高額介護合算療養費	240	240	0
	退職高額介護合算療養費	240	240	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	35,280	35,280	0
葬祭諸費	葬祭費	1,980	2,400	△420
合計		5,360,638	5,362,578	△1,940

後期高齢者支援金 【968,637 千円、前年度比 12,511 千円】

患者負担を除いた後期高齢者医療費については、公費 50%、現役世代 40%、後期高齢者医療制度被保険者からの保険料 10%という負担割合となっており、そのうちの現役世代負担分として保険者が拠出するものです。

前期高齢者納付金 【727 千円、前年度比 64 千円】

65 歳から 74 歳の「前期高齢者」については、国保加入者の割合が被用者保険加入者よりも高く、医療費負担の不均衡が生じています。保険者間での財政調整を行うため、保険者の 1 人当たりの前期高齢者医療給付実績をもとに、各保険者の加入者数に応じた額を負担するものです。

老人保健拠出金 【88 千円、前年度比 0 千円】

老人保健制度に係る過年度精算分です。

介護納付金 【410,028 千円、前年度比 10,988 千円】

40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る保険料相当額です。

共同事業拠出金 【1,019,958 千円、前年度比 15,576 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会が交付金を交付する保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業を運営するために、市町村国保が国保連合会へ拠出するものです。

保健事業費 【64,887 千円、前年度比 6,646 千円】

◆特定健康診査等事業費 30,270 千円

◆特定保健指導事業費 8,062 千円

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導に関する経費です。また、受診率向上のための取組みを行います。

特定健診受診率向上対策

自己負担額の引き下げ (継続)	非課税世帯の無料化と課税世帯の引下げ (1,800 円から 600 円へ) を継続します。
未受診者への勧奨	未受診者のうち、抽出した世帯に対して保健師・栄養士が電話による受診勧奨を行います。また、それ以外の未受診者に対しては、ダイレクトメール及びリーフレットを送付し、受診を促します。
情報提供事業の実施	定期的に通院している方の血液検査データを医療機関から提供してもらうことで、特定健診の検査結果として取り扱います。
国保ヘルスアップ事業の取組み	特定健診受診者のうち、生活習慣の見直しが必要な方を対象としたグループ支援を実施します。また、「要指導」以上の方を対象に、栄養問診及び運動指導を行います。

健診コーディネート 40	40歳の特健健診受診対象者の希望を確認しながら、特定健診、がん検診、人間ドックなどの中で最適な受診方法を保健師がコーディネートします。
--------------	---

◆**疾病予防費 26,555 千円**

重複・頻回・多受診に係る訪問指導、脳ドック・人間ドック事業などにより、被保険者の疾病予防を図ります。

ドック事業

脳ドック助成	定員 700 名に対し、脳ドック検査費用の一部を助成します。
人間ドック助成	定員 200 名に対し、人間ドック検査費用の一部を助成します。
健診コーディネート 40 〈再掲〉	健診コーディネートにより人間ドックの受診を選択した場合に、検査費用の一部を助成します。

公債費 【3,000 千円、前年度比△2,000 千円】

一時借入を行った場合の利子に要する費用です。

諸支出金 【14,695 千円、前年度比△428 千円】

◆**償還金及び還付加算金 6,395 千円**

国保税の還付、国庫支出金の返還等に要する費用です。

◆**繰出金 8,300 千円**

浜益国保診療所の運営経費等の繰出しに要する費用です。

予備費 【10,000 千円、前年度比 0 千円】